

## 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律—国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 公職選挙法

例規整備

# ○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律 及び公職選挙法の一部を改正する法律〔例規整備〕

公布年月日番号 令和元年5月15日法律第1号

施行年月日 公布の日(一部:平成31年6月1日[注])

[注] 平成31年2月に国会に提出された国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案の元号表記のままとなっています。

### <概要>

令和元年5月15日に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号。以下「改正法」という。）が公布されました。

今回の改正内容は、次のとおりです。

#### 1 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）の一部改正

参議院選挙のある年の定例改正として、最近の物価変動等を踏まえ、投票所経費等の基準額の改定を行うとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定等を設ける。

また、以下の2③に掲げる公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正による制度改正に伴い、事務費の基準額の改定を行う。

#### 2 公職選挙法の一部改正

有権者の投票環境の向上に関する具体的方策を検討するために総務省に設置した「投票環境の向上方策等に関する研究会」の報告等を踏まえ、かつ、最近の選挙の実情に対応して、次の制度改正を行う。

##### ① 天災等の場合における安全・迅速な開票に向けた規定の整備

悪天候により離島から投票箱を運べなかった事例を踏まえ、安全・迅速な開票の観点から、開票日に近接して現地で開票所を設ける場合の規定を整備する。選挙の当日、既存の投票区の投票所とは別に、市町村の区域内

のいずれの投票区に属する選挙人も投票できる共通投票所を設置することができることとする。

② 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

投票所の円滑な設置・運営を図るため、投票管理者及び投票立会人の選任要件を緩和する。それぞれ次に掲げる者のうちから選任される。

・投票管理者

現 行	当該選挙の選挙権を有する者
改正後	選挙権を有する者

・投票立会人

現 行	各投票区における選挙人名簿に登録された者
改正後	選挙権を有する者

③ 選挙公報の掲載文の電子データによる提出

選挙公報の掲載文を電子データで提出できるようにし、事務の合理化と各世帯配布の早期化を図る。

**<例規整備>**

**1 投票所経費等の基準額の改定等**

改正法第1条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定（同法第13条の3の規定を除く。）及び改正法附則第3条の規定による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）別表第1の規定は、改正法の施行の日（＝公布の日（令和元年5月15日））以後その期日を公示され又は告示される国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示されたものについては、なお従前の例によることとされます。

例規中において国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額相当額を規定している場合で、引き続き同法に定める額相当額とする御方針である場合には、当該箇所につき改正が必要です。以下に改正例を掲げますので、御参照ください。

該当例規名 **〇〇市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例**

該当条文	改正条文
------	------

別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
選挙長	1日につき <u>10,600円</u>	選挙長	1日につき <u>10,800円</u>
投票所の投票管理者	1日につき <u>12,600円</u>	投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>
共通投票所の投票管理者	1日につき <u>12,600円</u>	共通投票所の投票管理者	1日につき <u>12,800円</u>
期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,100円</u>	期日前投票所の投票管理者	1日につき <u>11,300円</u>
開票管理者	1日につき <u>10,600円</u>	開票管理者	1日につき <u>10,800円</u>
投票所の投票立会人	1日につき <u>10,700円</u>	投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>
共通投票所の投票立会人	1日につき <u>10,700円</u>	共通投票所の投票立会人	1日につき <u>10,900円</u>
期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,500円</u>	期日前投票所の投票立会人	1日につき <u>9,600円</u>
開票立会人	1日につき <u>8,800円</u>	開票立会人	1日につき <u>8,900円</u>
選挙立会人	1日につき <u>8,800円</u>	選挙立会人	1日につき <u>8,900円</u>

## 2 選挙公報の掲載文に係る制度改正に伴う事務費の基準額の改定等

改正法第2条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、改正法第3条の規定による改正後の公職選挙法の規定、改正法附則第4条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和22年法律第136号）の規定及び改正法附則第5条の規定による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号）第94条（同法第99条第5項において準用する場合に限る。）の規定は、改正法附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成31年6月1日）以後その期日を公示され又は告示され